

## 令和元年度第4回京丹後市まちづくり委員会 会議録

- 1 開催日時：令和元年10月28日（月）午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所：京丹後市役所 205会議室
- 3 出席者：○京丹後市まちづくり委員会委員  
中谷真憲委員、吉岡和信委員、川戸一生委員、野々垣里美委員、  
奥野美智恵委員、土出尉恵委員、味田佳子委員、小林朝子委員  
○京丹後市まちづくり委員会 新川達郎アドバイザー  
○川口地域支援・定住対策監  
○森戸理事兼弥栄市民局長  
○政策企画課 谷口課長、平補佐、小林主任

### 4 次第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 会議録確認者の指名
- (4) 審議  
「京丹後市まちづくり基本条例」の検討及び見直しについて
- (5) その他
- (6) 閉会 職務代理挨拶

### 5 傍聴者・報道関係者 出席者数0人

### 《議事経緯》

事務局： 定刻となりましたので、ただ今から第4回となります、京丹後市まちづくり委員会を開催させていただきます。本日の会議は公開とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

また本日の委員会につきましては、大庭委員と中西委員と越江委員と吉岡高博委員からご欠席の連絡を頂いております。それから小林委員は5分から10分程度遅れられるということでもあります。委員会条例の第7条第2項で委員の過半数の出席ということがありまして、過半数の皆様には出席を頂いておりますので、本日の会議を始めさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、中谷会長からご挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会 長： 改めて、このお忙しい時期に、お集まりいただきましてありがとうございます。この京丹後市まちづくり委員会も、もう第4回ということで大詰めになって参りました。本日も忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしく願いいたします。

事 務 局： ありがとうございます。それではここで配布資料の確認を行います。  
(配布資料確認)

それでは条例第7条第3項の規定により、会長が会議の議長となりますので、ここからは会長に議事進行をお世話になりたいと思います。中谷会長よろしく願いいたします。

会 長： それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず、会議録確認者の指定をいたします。「京丹後市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項」の規定により、「会議録の内容について、会長が指定した者の確認を得るもの」とされていますので、私から指名させていただきます。たいへんお手数ですが、吉岡和信委員さんと味田委員さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、次第4の審議「京丹後市まちづくり基本条例」の検討及び見直しについて入っていきたいと思います。まずは資料1をご覧ください。前回の会議録の皆様の意見の抜粋を事務局がまとめていますので、ご覧いただきながら、前回の振り返りをしたいと思います。

(資料1説明)

会 長： それではここから本格的に聞きたいので、今までの私の話も参考に、もう一度資料等を頭に残してもらって、言い足りないとか、ご意見ご質問等頂ければと思います。よろしく願いします。皆様自分にご発言いただいたところが気になっていると思いますがいかがですか。

委 員： ちょっとよろしいですか。1回この会議を欠席しておりましたので、前回のまちづくり基本条例についての、そんな議論がなかったと思いますが、1点だけ、18歳とかそういった事の具体的な検討内容、13条に係る部分を出して頂いて、少し私は前から、この前文の部分が気になっておりました、ここに平成16年に6町が合併して誕生したということで、そして下から3行目もそうですが、京丹後市となって新たな歴史の1歩を踏み出した今。

会 長： 参考1のほうのまちづくり基本条例の下から3行目をご覧ください。

委 員： 今年合併15周年記念が近々予定されているのですが、これはいつまで6町が合併して、新市になってスタートしたという、このある面ですとこの間市を説明する上等文句に使うのですが、もうそろそろ令和という新しい年になって、新たな歴史を一步を踏み出した今というのは、少し時間

が経過しすぎていると思います。だからこの前文は、もう少し現状やもっと前向きな何かしらの表現はないのかなというのが気になります。

会 長： なるほど。だからこれは文言としてもということになるわけですね。

委 員： そうですね。文言としてもそうですし、どうもいつになっても6町ってこの壁を破り、行政文章の一番基本的なことを残しておく、あまり前向きではないと僕は思うのですが。これは皆様、委員の受け止め方だと思います。

会 長： 別に総合計画のほうも、文言を検討する会議をやっていたのですが、そこでも市としての、一体性とか、一体的な取組とかがそこになかなかスパッと入っていけないという話をしていて。

委 員： ただ今回改定が3回目になりますね。仮に変わるとすると。だからずっと尻尾を引きずっている感じが否めないなと思っていて。

会 長： もうとっくに、ページは捲っていてしかるべきではないかということですよ。

委 員： そう思います。特に若い新しい人とか。15周年の記念式典もありますので。文章構成やなかなか難しいと思いますが。

会 長： なるほど。

委 員： 今の話の中で、地域のまちづくりを考えていく中で、やはり区長会の中でも話があって、1本化した考え方をという所が、他の地域を視察していくと、対外1本化しているのですが、ただ6町の特色のある地域、内容を構成しているの、その6町の特色のあるという所を、1本化するということは難しいなということで、それぞれの6町の色を出したまちづくりを考えようということで進めていて、大宮町は大宮町のまちづくりをどうしていこうか、弥栄は弥栄とか、丹後は丹後という同じような課題はあっても、悩み事は違うわけですので、そういった課題解決に向けた町の取組という所はそれぞれの地域で異なるということで、こういった文言が必要かなと思っているところです。

委 員： いいですね。どんどん議論が出ていて。いや、逆に私は6町に捉われていて、逆に言ったら京丹後市の特徴は何だと、ぼんやりしますよね。本当に観光にしても、前からいつも思うのですが、自然があるとか、食事がおいしいとか、たぶん皆様どこに行っても、自分のふるさとをそういった表現をします。47都道府県、みんな一緒です。だから個々の特徴も出しながら、京丹後市としての特徴をどうするのかという点で、今の議論はなかなかどっちが正しいとか間違っているとかという話ではなくて、その視点も大事だなと思いますし、おもしろいですね。そういった議論も。

会 長： これで一本化という意味ではないのですよね。

- 委員： ないです。
- 会長： おっしゃったのは違いますよね。だから6町ごとにそれぞれ地域資源があるのだから、それぞれが自立的なことでいい事だけど、京丹後市全体としてのある意味一体的な取組というのは、必要だということですよ。
- 委員： もちろん、そういった中身はあるのはありますね。それはおっしゃるとおりですね。
- 会長： それが端的に言えば、下から3行目にあるみたいに、新たな歴史の一步を踏み出したという所が、新たって15年前に起こったなという感覚にかかってくるということですよ。
- 委員： いやいや。15年も経ちますので、いつになったら改めるのかなと思います。
- 会長： 0歳の子どもがそろそろ高校に入るときですしね。確かに。
- 委員： 区長同士で色々と意見を言っても仕方ないですね。
- 会長： でも、いいのではないのでしょうか、こういったことが浮かんでくるということは。ただ今私が申し上げたように、全体的に言えば、各6町、あるいはその中の地域も含めて地域ごとのそれぞれの地域資源があるということは、もちろんあるわけですが、それを活かしていくのは当然として、まさに京丹後市としての全体的な取組は進めていかないといけないという、こういった趣旨で考えるべきだということですよ。これは先ほどの意見と、そんなに隔たりがないような気がします。最初の前文のところ、そこをいじるべきかどうか、また後で考えましょうか。
- いずれにしても、先ほど前回の議事録で申し上げたように、この新しいコミュニティづくりをどう進めていくのか、小規模多機能自治をどう進めていくのか、中間支援団体をどう進めていくのかということが浮かび上がってきたというのが前回です。どうしましょうか。資料2にあって、その後、かなり長い協議時間がありますので、そこで全体的なことは戻ってやればいいと思いますので、先にまず資料2のほうからやりましょうかね。資料2というのが、京丹後市まちづくり基本条例の検討見直しについて、具体的に見えている文言の部分ですので、これはまず事務局から提案説明をお願いします。
- 事務局： (資料2説明)
- 会長： はい。資料にあるとおり、文言として、検討すべきことが単純に13条のところ、満20歳という所が18歳という、ここを実際に変更するのかどうかという話ですね。ご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。令和とか平成とかややこしいかなと思いますが、2022年4月1日からですね。民法が改正されるのが。今は選挙権の年齢だけは、すでに変わ

っていて、民法の一部改正で2022年4月からは、18歳以上の選挙年齢に変わるということで、今は移行期間にあるということですね。それに先立って、18歳ということを書いてしまうのか、今のままでいくのかというあたりを検討いただければなと思います。これは元々、未満の規定なので、20歳未満の青少年それぞれの年齢の関わり方ということが書いていたわけですね。単純にそれを18歳にした所で、何も問題ないような気がするのですが。

委員： 青少年の定義とか、何か法律上あるのですか。

事務局： 法律でいいますと、民法が中心になるのかなと思います。

委員： これまで20歳までを青少年ということですが、今回は18歳。その使い方は全く問題ないのですか。青少年の。

事務局： はい。そうですね。青年未満ということ的前提で、前回というか、この条例の当初が青少年という言い方をしていたということで理解しておりますので、そういった意味から言いますと青年でない年齢が18歳未満になるという形になりますので、そういった意味で年齢が変わっても影響はそんなないというか法律に併せた改正という形になるのかなという理解をしております。

委員： 理屈をちょっと言いますが、婚姻年齢は上がったのですか。16歳から。

事務局： そうですね。女性が16歳から18歳に統一をされた。

委員： 前は16歳で結婚していても青少年という言い方。

会長： 女性は16歳。

事務局： そうですね。はい。そうなります。

委員： 結婚していてもそうでしょうという範疇ですね。特に問題はない。

事務局： そうですね。問題ないという理解でいるところです。

アドバイザー： 公益性によって、まだ整理がされていないので、実は18歳から20歳の間をどう扱うのかということとはとりあえず、選挙権と民法の主要なところの改正は入ってきましたが、例えば青少年健全育成であるとか、あるいは憲法であるとか、この辺りについては、実はまだ未整理であることは間違いありません。ですから、ここはまだこれから改正が入ってくるだろうと思っております。とりあえず、政治的な理由で18歳選挙権が急がれたわけでありましたが、それに連動して徐々に整理していかなければならないということで、中心になる民法ということでは、一人の個人として青年への一定の成熟した社会人の男性にしましたよということで、社会的な青年というのは民法改正で18歳にしようということになっております。それ以外については、まだ色々と検討をしておられて、そういった風にお考えいただければと思います。

- 会 長： はい。という状況なのですが、これは別に賛成でも反対でも結構です。どなたかご意見を頂ければと思いますので、どうでしょうか。
- 委 員： はい。18歳でいいかなと思います。これがあるのは、もしかしてまちづくりへの関わり方の大きなものの一つとして、投票する選挙に行くということがあると思うのですが、それを子ども達がどのように参加できるのかということもあって、こういった事があるのかなと思ったので、18歳から投票にいけるので、変わってもいいのかなと思いました。
- 会 長： ありがとうございます。他はどうでしょうか。あまりにも多数決的な趣旨ではないかなと思いますが、もし18歳と書き込むことに問題を感じておられる方はご発言を頂いたほうがいいのですが、なさそうですか。熱烈賛成みたいな方は。なさそうですね。
- アドバイザー： 1点だけご配慮いただきたいのは、18歳の方から若い方にこの条例で丁寧に、自治の問題について、積極的に関わっていただくという趣旨なのですが、では19歳20歳で本当にいいのかという話になるとちょっと困るなどというのは少しだけあります。要するに、今は移行期ですので、特に選挙権の18歳19歳の方々、最初はそれなりにこの前最初の参議院選挙のときには、僕達も一生懸命高校まで行って、講義をしたりしていて、上がったのですが、その後は、若い人達と同じように、18歳19歳の投票率が下がってしまっていますので、この辺りも困ったなと思っているところがあります。そういった事情を一言申し上げておきたいと思います。もちろん20歳以上は放っておけという話ではないのですけれど。
- 会 長： そうですね。22年まで待つという手もありますが、22年になってというところは大分は、18歳に下がっていくということが見えていますよね。
- アドバイザー： それは当然そうなりますので、そこはちょっと早めにやっておくか、後でやるのかということが違いますが、ただその時にやはり単純に切り捨てる話では、趣旨に反しますよということだけです。
- 会 長： はい。というアドバイスを頂きましたが、移行期間が過ぎれば京丹後市に限らず、どこでも18歳に変わっていくのだろうけども、22年を待つのか、もう見えているので、今18歳にしてもいいのではないかということになるわけですね。ほかに何かご意見がありますか。賛成でも反対でも結構ですが。
- 委 員： 変わってあげればいいのにというくらいしか何も考えていません。これとちょっと趣旨がずれるのですが、18歳以下の子が関りやすいように、大人がサポートしていくということが前提にあることを、大人自体が認識していかないといけないのかなと思いました。これ自体は何も意見がないです。

会 長： はい。そうしましたら、他いかがでしょうか。  
委 員： 特に、今おっしゃられたように、選挙権という所で、参加できる権利を有するという所が18歳までであれば、それをとっくにここで変えても問題ないというか、それで一番良いかなと、18歳ということ。  
会 長： 他いかがでしょうか。  
委 員： 私も同じ意見で18歳でいいかなと思います。  
会 長： 他いかがでしょうか。  
委 員： 18歳で当然だと思います。選挙権が変わりましたので。  
会 長： はい。わかりました。他いかがでしょうか。  
委 員： 私も皆様おっしゃられたように、いいかなと思います。  
会 長： はい。他いかがでしょうか。  
委 員： 同じく。ただ、これは市の方で作るものですよ。  
会 長： はい。もちろん基本条例です。  
委 員： そうですよ。それが何と言うか、その市によって変わってくるということもあるのですか。  
会 長： 各市の基本条例の中で、変わってくる。移行期間を20歳で置いておくところもあると思います。京丹後市として進めていきたいまちづくり、京丹後市民として進めていきたいまちづくりの方向性の中で、今の段階で18歳ということが適当なのか、移行期間で新しいものを入れていくのかという話です。  
委 員： いいのではないのでしょうか。  
会 長： はい。ということは京丹後市の市民のあり方としては、ここを18歳に変えていく方向に進んだほうが良いという体制だと思います。この委員会の答申としては18歳として出していきたいと思えます。ありがとうございます。それでここまで具体的な文言のところなのですが、それだけではなくて、色々なまちづくりに関する意見というものを頂戴することが大事なことなのですが、改めて申し上げますと、まちづくり基本条例というのは、正に住民の自治の精神をきっちりとうたっているということが肝心なわけですね。何か引っ張られてのまちづくりというより、住民自身がどのような考えでどのようなまちづくりをしていくのかということの規定していくという精神がありますので、そういったことを考えていくと前回の議事録を先ほど見て頂きましたが、新しいコミュニティをどう作っていくのかという議論、とても大事なわけですね。また中間支援団体の支援をどのようにしていくのかということも大事なわけですね。例えば、参考1のまちづくり基本条例の中に、第8章住民自治という所があるのですが、住民自治というのが21条以下の24条まで、このように定義してあるのです。

この辺りも見ていただいて、このような文言を変えるのかということはこのに書かれたことで、尽きるのだろうか、京丹後市として住民自治を進めていくために大切にしないといけないことは何なのかということのを改めて考えて頂いて、少なくとも、そういった事は議事録に残していくということは、まちづくり委員会としてやった方がいいと思います。ですので、21条以下も見ていただいてご意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

委員： ちょっと話は違うかもしれないのですが、例えば4ページの市議会の関係ですが、第14条から始まるのですが、市民と住民の言葉ですね。このところの整理が、言葉だけの問題だろうと思うのですが、市民の定義には住民票の有無に関らずということになっておりまして、市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業所を営む者を市民と言うという定義がありますし、住民というのは、そうであれば、住民はどのような言葉を使うのかなという所で、市内に住む住民、住民票のある方のかなというちょっと住民の定義がよく市民参加とか住民参加という言葉を使うのですが、一つは何を言おうとしているのかということ、議員は市民の代表と記載されているという所で、前に頂いた資料の説明ですね。解説付きの説明に書いてあった言葉ですが、議員は市民の代表と記載されているということですが、市民というのは定義からいえば、広く市民という言葉を使っているのですが、結果的には投票をして、議員はそこに住んでいる人の投票券を持っている人が選ぶという形になっているわけです。だからそういった言葉の関係が、市民が適正なのかなという所が疑問を感じたという所です。表現のという所です。そこを聞かせていただければと思っています。

アドバイザー： 基本的には、当然議員様を選挙で選びますのは、選挙権のある市民の皆様、法律上は住民という言い方になります。ですから、選挙で選ぶということでは、住民が選んでいるということになります。その住民には、市外の人や事業者は含まれませんので、選挙権を持っている住民という意味では、限定されています。ただし法律も、そうした有権者である住民とそうではない住民をしっかりと区別して両方とも含めて使っておりますので、そこは必ずしも、住民イコール有権者にはならない。というふうにお考えください。それから代表ということの意味ですが、これも大きくはやはり伝統的に選挙で自分自身を押してくれた人の利益をもっぱら代弁するような、そんな人達を政治家として出すという、そういった考え方ももちろんあります。この場合には、市民の代理人みたいな人を選ぶ。こういった考え方になります。ですが、19世紀以降の近代的な議会の考え方で



やはり、一旦選ばれば、自分達を指示してくれた人だけではなくて、その地域全体、国会議員であれば、国全体のことを考えて判断すべきであるという考え方を実は代表という言い方でしております。これは思想的な問題でもありますので、この辺りの議論はあるのですが、一応、そういった解釈が今のところは一般的かなと思っております。とりあえず市民と住民、それから代表と代理、ということで、そのこの区別をどうするのかということだけですが、少しややこしいのですが、ご理解いただければと思います。

委員： この各条項の内容を見ましたら、すべてだいたい市民ということ。  
アドバイザー： この条例は基本的には幅広く市民と捉えていて、ただ単に有権者である市民だけではない。京丹後市に関わる、あらゆる人達や団体というのを出来るだけここに書かせてもらおうということで作られております。

委員： 言葉なのですが、しなければならぬという言葉がすごく気になっていて、市がこうしなければならぬとか、市長がこうしなければならぬというのはありかなと思うのですが、市民がこうでなければならぬということ、ではしなかったらどうなのかなとか、言葉がきつく感じる。市民が見る時に、こんな事しなければならぬみたいな。そんなふうに務めるといふようにおさめておいたほうがいいような気がする。ねばならないばかりで、条例ですので、そういった言葉なのでしょうが、ちょっときつくなるような、法律で例えば窃盗してはならないということで、絶対してはいけない事ということで、ねばならないという言葉なら分かるのですが、そこがちょっとニュアンス的にきつい感じがする。そこがちょっと気になりました。例えば 22 条とか、私たち市民はということがありますよね。参加するように努めなければならぬなんて、何かちょっと怖い感じがしてしまう人も出てくるのではないかなという感じがするのですが、これはそんなものなのですか。ちょっと私他のものを見たことがないので分からないので、ちょっと無知な質問で申し訳ないのですが。

会長： 22 条でいえば、務めなければならぬで終わっているところを、務めるものとするという同じことを書いているところは、どこでもあると思います。だからこの問題というのは、文言の問題を超えて、何といいますか、やはり行政にやらされている住民側の作業として、こういった自治会があるとか、そういった話ではなくて、住民側からの自発的な自主的な地域づくりが、進んでくるのが本来望ましいわけですから、それが何となく、おっしゃったご指摘のとおりで、やはり行政が主導でこうしなさいと言っている感が強いのではないですか、ということですよ。本来的に言うと、もっとこう勝手に盛り上がってくる地域の自発的な取組ですよ。

委員：ニュアンスが盛り上げるのではなくて、ねばらないという言葉はそういった感じがしたので。

アドバイザー：せねばならない、確かに言葉としてはきついのですが、ほとんどの条項がそうっております。ただし見て頂ければ分かるように、そうしなければならないといっているのは、主には主語が市長様だったり議会だったり、職員であったり、要するにこの条例を通じて、市民自治、市民によるまちづくりを支えなければならない、そういった人達の義務というのを明らかにするという意味で、ねばならないということとか、務めることとするというのが、こういった言い方をしております。従って、これを緩めてしまうと、しなくていいのねという話になりますので、任意でしてくださいということになると、ちょっとこれはまずい。

委員：それはいいなと思っているのです。ただ市民がする場合に、ねばらないというふうに、市民に言うのがきつい言い方というか、それがちょっとどうかなのと思ったのですが。最初に申し上げたと思うのですが、市長とか市議会とか、そういった方達にねばらないというのは当然私もそれで良いと思うのです。ただ、22条みたいに、私たち市民はという所で、ねばらないという言葉がちょっときついなと思ったのですが。

アドバイザー：なるほど。22条ですね。

委員：22条とか、その市民に関するところですよ。

アドバイザー：ただ、例えば第5条とか第9条とかご覧いただければ分かりますとおおり、常にねばならないという事ではない。むしろ権利を持っておられるということ、あるいはまちづくりを市民が推進するというふうに言っているところもあります。特に22条の場合には、市民の役割ということも、市民自身がどのように自分達を比較して宣言するのか、というのがポイントだと思いますので、ここは確におっしゃられるように重要なので、努めなければならない。努力をしてくださいということを行っている。そういったところだと思います。それがきついかどうか、それはこの委員会の委員の方々でご判断いただければと思っております。趣旨としては、市民の役割が重要なので、ここは当然努めてくださいねということも努力義務としてつけている。そういった趣旨であります。

会長：ここを見ていきますと、12条とか13条の中でも、市だけではなくて、市民というのが主語になっていて、努めなければならないで終わっているのがいくつかあって、別に22条だけの問題ではない。今言われたことは何かというと、市民はやらなければならないということではなくて、むしろ自分達の側からやるということですね。

委員：私がどうとかではなくて、受け止める側が色々な方がいらっやって、

素直に読んでいただいて、そうだなこういった事もそうだなと納得して頂くと前提にする時に、ねばならないではなくて、市民は協働として参加してもらって頑張ってくださいねという条例だと思うので、そこをせねばならない。こうしてはならない。上から押しえつけるような言い方ではなくて、ちょっとニュアンスを変えたらどうかというくらいの気持ちで言ったのですが、受け止める側は色々な方がいらっしゃると思うので、この命令みたいな言い方でということを書いてくる人も分からないということも前提に申し上げたので、私がそれをどうか言うことではなくて、全体的なこと意見として言わせて頂いただけです。

アドバイザー： 受け止め側としてですが、ただ市長様のところでも出てくるのですが、努めなければならないという努力義務になっていますので、これはどういったことを言いたいかと言いますと、純然たる義務付け、こうしないといけませんという、そういった規定の仕方ではなくて、自分自身がその方向に向けて努力をしてくださいという、そういった方向の努力義務規定という言い方になっております。もう1点義務付けということでは程度が低いということになっておりますし、それからこの努力は当然、それぞれの主体が自発的にやるべきということが問われておりますので、市民の自発的な努力を求めているという条項として読んでいただければというふうに思っております。もちろん、そういった努力を市民には課さないということであれば、それはそれでそういった解釈の仕方もあるかなと思っております。

委員： 5市綾部、福知山以北の区長様の集まりがあつて、その時に綾部市様がこれの23条に市の義務を果たすとか、市は住民活動を尊重する、それで色々な話をするのですが、なかなか今自治会に入って頂けない方がおられるのです。どこでも人間関係が希薄になって、特にIターンとか地元の人もそういった人もいますが、その時に綾部市様が、市が自治会に入会しませんかというパンフレットを作っているのですよ。だからこれいいなと思って、自治会に入ったらこんなメリットがありますよとか、これは帰ったら、市に言わないといけないなと思って、ここに一定抵触をする部分もあつて、ただ今言う、ちょっと強制的な意味合いが、イメージするという指摘もわかります。一定、11条で市民の権利で、ここはまちづくりに参加する権利を有すると権利ですから、だからそういった点では、21条では義務をあえて努めなければならないというよりも、もっとポジティブに権利を要するという積極的に言ったらどうかと思っておりますが、反面、務めるものとする、言葉の表現ですかね。微妙なところです。ただ一方ではそのような人間関係が希薄になってなかなか関わり合いを距離をもち

たいという人も現実に出てきておりますし、やっぱり増加傾向です。ですが区長の立場としては、皆様にたくさん入ってほしいと思いますが、悩ましいところです。

会長： 法的な用語として考えていくと、これは本当に努力規定ということになってくるので、権利を有するというのではなくって、強制ということではないという解釈になるので、法的には、こういった書き方でよいということなのですが、だから文言は変えるとかは別にして、ここに凝った精神は何だったのか、議事録に残していくという意味でもそこはクリアにしておかなければならない重要なことかなと思います。今出てきておりますのは、何も市が強制してやらせるようなことではないだろう、むしろ自発的な取組に広がっていくような、この住民自治の定義の精神としてあがっていくのが正しいかなと思うのです。だからそういった趣旨で議事録として残せば良いような気がします。例えば 24 条の 3 が関係するのかわからないのか考えていたのですが、24 条の 3 では住民自治組織は広域的な連携に努めるものとする書き方がしてあって、要は単に区単位や旧町単位を越えて、連携をする必要性をうたっているように思えるのですが、先ほどおっしゃっていたような、この地域の分断状況的なことを超えて 15 年も市政になってから経つので、もう少し未来に進んでいこうよということ、打ち出したいと思えば、24 条の解釈をどのように私たちが読むべきか、その辺りのお考えがあれば。

委員： だけど、各町の特徴、町ではなくても、自治区によっては同じ町であっても全然やり方とか、特に伝統行事等々も全く違ってきますので、そういった点では鏡の部分はそういった表現が適切かなと思います。15 年経過したのに、それを今という表現はあまりどうかと思うのですが、中身に関しては、どちらにしても同じ町も自治区もありませんので、あくまでもこれは表現上かなと思うのです。ただそんなに特に 24 条が鏡の部分と照らし合わせて、弊害が出るとは思っていませんし、逆に住民自治組織という現状の背景は、やはり広域とか多機能というのが、現状の自治区が縮小する中で、やはり以前のような体制では維持ができませんので、必要に応じて、様々な共同体を構築しないといけない。そういった事なのだろうと思っていて、だから条例の文言等ではなくてと思うのですが、特にここが係るという事は私はそんなにないです。

会長： 文言というか、どう私たちが読み込むのかということ。

委員： そういう捉え方だと思うのです。

委員： 私の個人的な意見としまして、このまちづくり基本条例、平成 19 年に策定というか作り上げられたのが、すばらしいなと思っております。と言

いますのは、24 条だけを言いますと、各地域でやはり区や自治会、そういったところをしっかりと設置してやっていこうとしているのですが、やはり色々な諸条件の中で合理的にやっていかないといけないというのが、今現状であります。ということで3の住民自治組織は、広域的な連携に努めることとするということで、これもまさしく今やろうとしていることなので、それを19年によくこんな事をあげてもらっているなということで、今進みつつあることが示されて活かせるということで感心しております。

委員： 今までの意見を聞かせてもらっていて、今現状がどうなっているのかということなのですが、例えば21条のところの住民自治とはということから始まって、市民自らが地域の発展のために意志決定をするというのが、市民というのが、それこそ暮らしている人、暮らしていない方も、そこで事業をしておられる方も活動をしている人も市民と呼ぶという中で、この地域発展のために、意思決定に参加するというのは、例えば事業者様も参加できる状況にあるのですか。住民自治に関しては。

委員： いや。ないです。やはり、組織の中でやっているのは、区民というか住民という所がベースにあって、ただ住民でも区費等を払っていないと参加していない、そういった地域も色々、賛成反対等で、それも入れないという所もありますので、一緒に生活をしていく中では、住民でなくても、同じ生活基盤の中にはいますので、そういった側面は当然一緒になって、物事は進めていかないといけない、そういった事はあります。だからあるところではそういった要素も取り入れながら、考えてやっていく、あるところでは、やっぱりそういった壁はある、そういった事が現状です。

委員： そういった部分で言うと、14条の3項のところ、主権者たる市民、市議会の主権者で住民でない方も、主権者なのかなみたいな、ちょっとよくわからないのですが。

アドバイザー： 範囲が限定されていますね。

委員： 市民の中でも主権者となっているということですか。

アドバイザー： はい。上の2項が広く市民からということですので、こっちは、幅広く意見を聞けるということで、それからもう一つ、説明責任という責務を持っているのは、現主権者の責務という使い分けかもしれませんが、こういう趣旨だったか僕もちょっと覚えていないのですが。

委員： 市民の捉え方という所が、あるところではこうだけど、あるところではこうというのが、ちょっと使い分けがあるかなということですね。

委員： 当時そこまでしっかりと議論できていないということですね。

会長： 14条の3を素直に読むと、限定というのが、主権者イコール市民というのが見やすいですね。確かに。

アドバイザー： 読めますね。

会長： 今はっきり意見として出てきているのが、住民自治にかかる、24条の3のところに関して、まさに広域連携というのが、住民自らにもという文言としては本当に読み込んでいけるという精神に使ってもいいのだということですよ。

委員： 残念ながら、やはり少子化であり、高齢化であり、人口減少の中ですから、以前だったら一つの単体として成立しましたが、それがなかなか難しいということで、そういった形にならざるをえないですし、たぶんこれが、どんどん広域化するのではないかと思います。

委員： それと考え方として、若い人とか、女性の方をよく地域の中で取り入れていって、意見を聞く機会や場所作りは当然必要であると。ただ今の自治会、区制度の中では、世帯主が権利を持っているから、そういった制度がないので、本当にこれから変化して進化していかないといけないという所もおっしゃるとおりでして、そういったところはまだまだ、そこに達していないこともたくさんあるのですが、そこに向かって考えていかないといけない。それがまちづくりですよという所を、本当にこれを言っているの、すばらしいなと思っているところです。あと受け皿も、どうやって地域がしっかりと作り上げていくのかという所、例えば色々と市の役割として、色々な講演会で市民に対して発信はするのですが、そこが発信だけで終わっていて、その地域の中に根付いていないというのが現状だと思いますので、そういった機会がないとか、そういったところをやはりこれから、まちづくりをするにあたっては、基本的なことかなと思って、ここにも参加させてもらっております。

委員： 本当は、住民自治に関して言えば、私は女性参加の機会という、この条例はふさわしくないと思います。本当は女性参加のそういった情報を1個くらい、私が個人的に作るのなら入れますよ。本当にそう思います。今自治区は、どこも、市の課長や部長様や女性がほとんど関わっていない。だけどダメですよ。やっぱり女性の視点がないと本当にダメです。それは行政ももっとも市も女性の管理職が増えたらいいなと思いますが、区なんて特にそうですよ。変えないのですよ。やはりそういった点では、このまちづくりは一個も動いていかないです。似たような感じがしますが、無理でしょう。

委員： これはこれで基本としてあるのですが、あとは地域がどうそれを受け止めて、どう変わっていくのかという所が問われている所だと思っておりまして、私事の地域を言いますと、まだ今まで通りの区の役員は、出てくるのは男の人しか出てこないのです。だけどそこにはっきりと明記したらど

うかと思えます。女性を2名入れなさいとか、入れましょうとか、選びましょうとか、そういったところも地域がどう受けとめて、変わっていかないと、実際動かないというのがありますので、ただそれを提案して認められるのかどうか分かりませんが、そういった事で区がやはり必要と認めた場合、今でも変えていく、そういったエネルギーが必要だろうなと思えます。本当に女性や色々な若い人の意見がやはり地域を盛り上げてくれるというのが欠かせないことですので。そう思っております。

会長： だからこの第8章を従来の区長の延長線上で読んでしまうと、そこを突破していかないといけない。ただ文言をよく読むと、実は先進的なことは書いてあるということで、その解釈はきちりと議事録でも残して、ここでも広域的な連携の意味ですとか、自治的、主体的な住民自治活動ですね。その事が、困難になるものと考えたら、区長制度の延長戦に残っていつてもらうわけではないのだよ、それをやはり落ち合わせないといけないということですよ。例えば23条のところで、市民が自主的・主体的に行う多様な住民自治活動という、多様を入れてしまうのはなきにしもあらずなのですがね。

委員： 住民自治ですからね。女性参加の文言を入れて頂いたって差しさわりない。ここだけに、女性参加を増やすのは。文字としては残したら、ここは非常に重要です。理念だけではダメです。女性は大変だと思うのですよ。課されるので。

委員： 男性も家事をするという。

会長： すばらしい議論ですね。

委員： 実際にそうですよね。この時間に出ていけといわれて、子どもが居て、旦那のご飯作って、そういった事を考えてしまいます。

委員： だんだん変わっては来ていますが、結局は女性の役割が家の中も外も多すぎて。全体的なことをしないとしょうがないよね。

委員： どっちが先かでしょうね。

委員： ただ、私のところも女性を2名入れなさいという言葉を出しても、2名が出てくるのかどうか、実際に活動できるのかどうかということもありますので、だからそれは事前に十分に地域で話していつての過程があつてのやり方だろうと思っておりますので、決めたからって出しても動きませんので、やはりそこが、地域の課題、問題だろうと思えます。

委員： 例えば、先ほど女性ということを言われて、やっぱりそういった柔軟な意見というのは本当に必要だなと思えます。別に女性をということではなくて、やはり女性のほうが色々見て、聞いて、人付き合いもたくさんしているし、どこに行っても、女性がいないじゃないですか。男性は、毎日こ

ういった感じで、なにか暗いし、やっぱり女性のほうが今は何だかんだ言っても、男尊女卑みたいなのがまだどこかに根強いから、実際ありますし、うちの中でもあります。だからやはりそこは女性が上手に乗り越えていける人は行ってると思いますが、すごく今の意見、感銘いたしました。私は。

委員： やはり男は理屈が多いのです。何にも変えない。やはり女性はそうではないです。目の前に直面した問題をどうやって対応していくのかという、行動が早いのです。それは区でも一緒ですよ。

委員： 女性をここに入れるというのは反対しているのではない。賛成なのですよ。ただ、仮にしっかりとやっていって、後は運営の問題です。だからそこであげるということは必要かもしれませんので、あげてもいいかなと思います。

アドバイザー： 用語として入れるとすれば、法律上な用語で、男女協働参画というちょっと長いのですが、要するに女性だけではなくて、男性も女性もきちんと社会参加をしてください。その場合は住民自治にきちんと関わってください。それから、もう一つは世代を超えてとかそういった言い方もあります。要するに若い方も働き盛りの方も、そして高齢者の方も含めて参加して頂きたいという趣旨です。もし住民自治は、男女協働参画の理論に基づいて全世代の住民が参加をするように努めるものとするという規定を入れるのであれば、入れられなくはないということです。

委員： ちょっと先生固いね。住民自治のところで、男女協働参画、もっとこう平坦な言い方がありませんかね。

アドバイザー： 法律用語なのですいません。

委員： 住民自治のところで法律用語を入れると少し硬すぎるので、やわらかい言い方でお願いします。

委員： それと考え方として、何条かに書いてありました子どもは地域の宝だという表現が解説の中に書いてあったと思うのですが、そういった事で地域はそこに住んでいる人が財産なのです。色々な技術や技能を持った人達が地域には居る。その人をいかに活用するのかという、地域に参加してもらうのかという地域づくりが大切であって、そういった地域の財産というのは、そこに住んでいる人だということも広く考え方としてはもっておりますので、入れてもらってもいいのかなと思っております。

委員： 女性参加の文言を、先ほど自治会に入会の中で、まちづくり条例でこういった条項が出来ましたので、入れてください。

委員： それとか、市の職員も地域の構成員であるという中で、地域に貢献しなさいという説明の中にあつたと思いますので、そういったところも押し進めていただければと思います。



- 会 長： 非常に本質的な議論が続いておりますが、ただ少なくとも住民自治がまさにうまく動いていっているのかなど、この委員会の体制的なものが見えてきている。法律用語としては確かに硬いのですが、男女協働参画で使う手は、でも 22 条のところで、私たち市民は男女協働参画の精神のもととか、理念の下とか、入れる手はあると思います。しかし、それであれば、逆に言うと、文言設置じゃないですが、ここは委員会としては、大事なことからして、広域的だとか、男女とも参加していくということが確かに書いてあるじゃないか。そこはしっかりと追求しないといけない。ということはしっかりと議事録に残しておくということだと思います。
- 委 員： 年代も超えてという所も付け加えてもらって、男女協働参画ということですよ。
- 会 長： そういうことですよ。同じような意味で 24 条の 1 項も区自治会をはじめ、市民活動団体等で構成するという、こういった書き方になっているのですが、ここでも賛同がありましたら、新しいコミュニティをちゃんと推進していかなければということも、こちらは後から出てきた意見ですが、書いてあるわけではない。今いった正式にしっかりと読んでいくと、24 条の 1 項のところでも当然入ってくるはずですので、ここで第 8 章に関して、このような議論が交わされました。委員会としてはこういった方向性でいくということは、まさにこういった意見が出ましたということを残すのは非常に良いと思います。ちょっと考えたのは、例えばですが、もっと簡単にとすると、21 条で住民自治とは共同体意識の形成が可能な一定の地域において、男女問わずと書けなくはないのですが、ただ書いてしまうと、法律上何が生じるのかということ、ここだけ何で限定してという問題なのです。法律とはそういった事が問題でして、逆に限定的に読まれてしまうという危険性が出てしまうのです。本来的に、第 8 章は男女を分けて書いていないですよ。
- 事 務 局： 市民は男女ともという意味じゃないのかということですよ。
- 会 長： そうです。全うに考えたら、それしかないじゃないかという理屈を残したほうがむしろ正論になるのですが。
- 委 員： その説明書きが書いてあったものが最初の頃にももらいましたよね。条例を外に出すときは、解説付きではなくて、こういった場面で外に出るのかわからないのですが、この解説付きのものってどこで出るのでですか。
- 委 員： 市民の方に知ってもらうために、全体に出るものだろうと思っています。
- 委 員： 最初の頃に、解説付きのもの。
- 事 務 局： この解説なのですが、この条例が出来たときに、こういったパンフレットを出させてもらった時に、その解説を入れさせてもらったと思います。

それを今回使わせて頂いたので、一度は出ているものということです。

委員： 外に出る時に、解説が今おっしゃられたようなことが書けたら、条例に書くと、他のところの限定されたものと思われてしまうのであれば、解説という所に入れさせてもらうのか。

委員： 解説は、思いも含めたものを入れたらおもしろいかなと思います。

委員： 条文の中に押し込めれば、適切かなかなか難しいですね。

委員： でもおっしゃられるように、男性は昔から消防で地区の同年代の方と繋がりがあって、地域の組織じゃないけれども、縦の社会を経験して、区の方でも体育委員とかそういった役からはじまって、経験を積んで、区の総代とか、代議員やったり区長だったり、経験を積むからこそ、区の自治のことが分かっている、その役割を務められると思うのですが、女性は能力がないわけではないのですが、やっぱりその辺の経験のなさで、ではいきなり、女性が2名入れるよ、区の代議員やってねといわれてもやっぱりそこは難しいといえますか、若い時からちょっと入れる環境の人でもいいので、経験を積まれる女性がたくさんになっていけば、参加できるのかなと思って。

委員： おっしゃるとおりで、ただ最初からやっぱり女性という、地元で自治会の役を全く考えていないので、下から積み上げて出していきますので、役を、区長がすべて任命しているわけではありませんので、自治会によって違うと思いますが、頭からそういった事を想定していない。京丹後市に女性の区長も過去にいるのです。いるのですが、基本的にはいないです。だけどそれは男でも役をするのでも、要はリタイヤした人しか受けてもらえないのです。それはある種女性とよく似ているのです。現職で仕事を持っている人はなかなか受けてもらえないです。65歳とか、間人では退職した人をピックアップして役をお願いするというのが、パターンです。それは女性も同じだと思います。女性も65歳くらいになったら孫の面倒を見ることはあるでしょうが、また家事の負担もあるのはあるでしょうが、ある面では、男も一緒に逃げるのに一生懸命です。これは正直で、みんな役を受けたくなくて、だから男が65歳とか、そこそこの年齢になってきた人がやると柔軟性もなくなってきましたし、是非女性の皆様にも入ってほしいなと思います。自治会ではそうですが、進まないのです。新しいことに。

会長： そうした、女性も参加いただいて、男女問わず、自発的なまちづくりの動きというの、パッションではちゃんと根拠として使えるのかどうかということがありますが、まさに、この精神をまともに受け止めたら、これを根拠として使えるじゃないかという議論だと思うのです。その事自体はこれから条例を作っていただく際にも、参考になっていくはずですよ。

うしたことで公式にちゃんと使えるということになります。前文の話が残っているのは残っていて、なかなか難しい問題がありまして、作られたのが、19年ですかね。作った時条例は改正して、改正してやっていきますので、最初の前文は作ったときの文言は残っております。だからここは19年にこれを作ったときにはまだ市政3年くらいなので、その時の文言として言うと、京丹後市になって新たな歴史の一步を踏み出した今ということを書いても不思議ではないです。

委員： そうですね。

会長： そうしたときから出発して、今はこれを作って12年経っているじゃないか。

委員： 振り出しになるのか。

委員： 今言うのはね。

委員： 新たな歴史を刻みとかね。

アドバイザー： ここだけ取ってしまってもいいですがね。京丹後市となって新たな歴史の一步を踏み出した今までとってしまおうと繋がりますので。まだまだとると、この前文作るときも確か一生懸命みんなで考えたので、物足りないという気がしなくはないです。

会長： その時の精神がスナップショットとして残っていることはあるのですよね。今から新たな歴史を一步踏み出したのだよという、新たな歴史を作るぞという。

アドバイザー： そういった気持ちが、こもっているはずなのですが。

会長： 逆にこれが残っている事によって、これでいいのですかという問題定義があったということは、まさに書いてあることの問題の意味があるのです。繰り返しますが、住民自治の第8章の精神が今出てきたようなことがあったということと、前文のところも正にここの議論になったようなことを含めて、ここに書かれたまちづくり基本条例はちゃんと先進的に出来るのですが、それを本当に活かしていくのかということと言うと、この文言の上にならなくて、本当に女性の参画も含めたようなまちづくりにしていかないといけないということが、この委員会で非常に厚く交わされましたよというのを残していくというのが大事だと思います。従来の区長制度だけではなくて、自治会だけじゃなくて、自発的な自主的な住民の自治活動、それらも大事だと、本当にそこを見つめていかないといけない、根拠としてここに書いてあるじゃないかという議論が交わされていたということになるのかなと思います。まだ時間はありますので、今21条のところだけ出しましたが、例えば全体を見ていただいて、ここが気になるという所があれば、そこも言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員： 財政運営の所で、まちづくりのところに財政運営とか、財政状況の公表という所は、あえて入れる必要はあるのですかね。基本的には市長の責務と書いてあって、あえてここだけ個別に財政運営という、財政の運営に関する条文が本当に必要なかどうか、少し疑問というか若干違和感がありますがどうですか。

アドバイザー： 市長それから市職員の責務という中に、財政条項が入ってしまっていて、特に一般的な市長の責務は16条に書かれてしまっていて、その中でも財政運営がかなり細かく書いてありまして、背景としては、やはり旧町もそうですし、京丹後市もそうですけれども、財政的にも合併をして一息はつきましたが、かなり厳しい財政事情にあるということ、その中で、健全な財政運営に努めていかないといけない。その覚悟があったのではないかと、それからもう1点は、この条例が出来る少し前ですが、北海道の夕張市が、財政破綻をしてとんでもない状況になったということも話題にもなっていたかと思います。そういった事もあって、そういった状況になると公共サービスも何もあったものではなくなるということが全国の皆様方に強く意識されたと思っております。それによって、こうしたまちづくり基本条例や自治基本条例以外でも、健全な財政とか、財政破綻のないような責任ある財務管理であるとか、こういった事を入れられるところは幾つかみられるようであります。それほど、大きく違和感はないということはあると思いますが、ただ本市の場合には財政状況がかなり分厚いということは事実なので、ここはどう判断されるのかということはあるかかと思えます。

委員： 夕張の例がありました、そういった点から入れるということだと思いますが、何となく、それはなくても健全な財政運営されておられると思います。

アドバイザー： そうです。

委員： まちづくりの経過としては、条例の中にそこだけを落としこんでいれるというのは、若干何かというのは感じます。個人的かもしれませんが。

アドバイザー： もう1つ深読みすると、やはりこういった財政のことをきちんと考えて市民の皆様も市の方、市長様がそのように考えて頑張っているのですよということを、ちゃんと分かって下さいということかもしれませんし、それと同様にやはり京丹後市のまちづくりを考えた時に、もちろん市民の皆様方の力というのはこれからどんどん大きく働いていかないといけないのですが、そうはいつでもやはり市の行政、その運営の基盤になります財政というのがこれはやはり非常に大きな力が、これからも果たし続けたいといけない。その財政が破綻をすると、市の行政が、ガタガタになってし

まいますので、これは基本といえば基本、基盤だといえば基盤のところですので、これはどうやって表現するのかということはあると思いますが、こういった条項を入れておくことの意味というのが、特に原則にあらうかと思えます。

会 長： 19 条が本当にポイントになっていて、分かりやすい方法なのですよ。財政の健全性の確保は当然のことですし、予算編成も決算の承認ももちろんやっていると思います。ただ、それが分かりにくかったら、結局住民自治の根幹が成り立たなくなってしまうわけです。何も伝わってこなかったら、どういうことになっているのか、何が出来るのかということになりますので、分かりやすい方向でしっかりと公表しなさいということに実はポイントがあるかなと思います。

委 員： 市のまちづくりの基本的なことを定める最高機関として、この条例を制定しますということなので、総合計画もすべての計画に反映させてくださいよと、しっかりとやってくださいよという所が流れとしては出てきておりますので、出てきても問題ないのかなと思っております。

会 長： よくあるのですよ。どこをどう読んだら、これが読めるのかということが出てきますので、それは住民が結局、煙に巻かれるだけで終わってしまう。そういった事を防ぐということです。

委 員： 今思い出したのですが、14 条の 2 に市議員は市民から広く意見を求めるように努めなければならないという所ですが、先般、市議員様が見えて、二つに分かれて意見を言ったじゃないですか。私もちょっときついことを言ったのであれなのですが、色々言われてます。

委 員： 重要ですよ。

会 長： それはよろしくないですよ。

委 員： こんな事言って、あんなことも言ってということ。

会 長： それはやっちゃいけないのですよ。

委 員： よほど頭にきたのだと思いますが。大丈夫ですよ。私が全部受けましたので。

会 長： それは正に、まちづくり委員会でもそうですし、市民が入って行って、行政や議会議員様ともそうですが、自分の良心に従って、きちんと発言をして、議論しているので、本来のところですので、大事なことだと思います。

委 員： 横道にそれまして、申し訳ありません。

委 員： この前の話ですが、聞くだけじゃなくて議員様からも提案もあってもよかったのかなと。聞くだけじゃなくてそういった事を感じたのです。

委 員： そちら側にいらっしゃった方は、みんな褒めてくれたとあって、こっち

はぼろかすに言っていたと。えらいところに来たからだと言っていたのですが。

委員： やっぱりここに書いてあるので、議員様もこの市のまちづくりに関して提案する立場にもあるので、そういったところは、やはり聞くばかりではなくて、提案もしっかりとして行ってもらいたいという思いもここにもしっかりと書いてあるなど思っております。

話は変わるのですが、今色々な皆様の意見を聞いて、まとめて見直しをしていく中で、解説書も含めて、作り直していかれるという思いでやっているわけです。この条例だけの文言をこうしましたよ、これをするのではなくて、解説書ですかね、それが僕は大切だなと思っているのです。ここに条例の解説付きがしっかりと出来て、そういった見直しの仕方を外に発信もして頂きたいなど思っており、例えばこれをまとめて修正をかけた、その時には解説書という内容のもので、判断というか、見させてもらえるようなことが可能なのか、どう考えているのかなと思っております。

委員： パブコメをもらう予定なのですね。

委員： そうです。これでパブコメ出すことだってあるわけですからね。

委員： でもやっぱり解説とかないと。

委員： そうです。解説書が命だなと思っているのです。

委員： もらってもいいですね。

会長： 確かにね。解説は今ホームページからダウンロードも一緒に出来るような形になっておりますよね。

事務局： 今条例は見てもらえる形にはなっております。ただ解説が入ったものは、ホームページには出ていないです。

会長： 解説書そのものじゃないのですね。

事務局： 諮問と答申の関係の話になるのかなと思うのですが、まず諮問をさせて頂いているのが、32条に基づき、今回見直しを行うということで、諮問を市長からさせて頂いているということになっております。答申としては、実際に改正される部分と、この委員会の意見というのもまとめて、答申という形でさせていただきますので、条例の改正の部分は今審議いただいた13条の部分になるかと思いますが、それ以外に、この条文についてこんな意見が出ていたとか、このまちづくり基本条例そのものに対して前文の話が出てたりとか、そういった意見をしっかりと頂くような形になると思っておりますし、次回第5回目にそういった答申案も一定まとめさせて頂いたものをまた審議いただき、最終答申案として市長に答申して頂いたものは、全てホームページでは公表はさせて頂くことにしております。ただ全ての条文を解説付きにするのかどうかは、ちょっと諮問の部分と離れ

ますので、そこは検討かなと思いますが、そのようなことで今事務は進めさせて頂こうと思っております。

会 長： 今日出た意見は、文言の修正、結構重要なところがあったと思います。特に女性の参加という所、すごく大事だったと思うのです。そして、地域を活性化しながらも京丹後市全体として、やはり新しいやり方で走っていくのだと、文言としては、別にここに書いてあることで、それは読み込めるわけですが、そういった事は今後市で進める様々な施策の中で、基本条例にこう書いてある中で、こう進めていきますよということで今日の意見もしっかりと反映して頂いて、例えば第8章の住民自治もしっかりと読んでいただく女性も含めて本当にまちづくりを進めていくということになっているのですから、たぶんそういった説明は意識的にやっていただいたほうが良いと思います。解説書そのものがないというか、全体を書いているものではないとしたら、そもそも存在しないものだと書きようがないかもしれませんが、ここでやってきた議論が何か多分同じ思いだと思いますが、深くホームページにもぐって、もぐっていかないと、初めて書いてあるのはもったいないと思いますので、これに基づいて何か新しい仕掛け、条例等を作っていかれたり、施策をされたりする時に、この時はこうあります、これに関してはまちづくり委員会でこういった議論があつて進めておりますとか、そういった説明は考えて頂いて活用していただいた方がよいと思いますので、その辺りは検討して頂ければと思いますが。

委 員： 条例だけでは、届かないですね。地域の人や市民の人には、やっぱりこういった回数、月のものであれば、こういった事かという所まで、やっぱり出てきますので、それは大切なことかなと思いますので、これは決まりましたら、それをやっぱり発信する際には、しっかりと解説書付きのもので、発信をするべきだろうなという意見をちょっと述べさせてもらいます。

委 員： 今回見直しにあたっての視点を最初から頂いて、回答もあつたと思うのですが、それは行政からのとか当然あると思うのですが、市民がどうそれを同じ3つの視点をどう返しているのかなという所が気になるころというか行政としてはそんなことをやりましたよということがありますが、本当にそういった行動が、条例で市民の行動が変わったのかというのは、市民がどう変わったのかというのは、そこは市民に厳しいところというか、今回それが目的ではないかもしれませんが、ぜひ次の4年後に向けて、3つの視点を大切にしながら、4年間かけて見直しをするというか、変わりましたというよりも、どう効果があつたみたいな。

会 長： それが一番大事ですね。だから例えば本条例で市民の意識と行動が変

わったかという、ちゃんとこれを読んだら、女性も入って頂いて、新しくまちづくりをされていくのだと最初から書いてあったので、それを本当に強く言っていくべきだというのが、今回まちづくり委員会で出ましたので、ではこの後、来年度以降のまちづくり委員会で数年間の間に本当にちゃんと進めてきたのかどうかを検証しないといけない。私の理解は、少なくとも、まちづくり基本条例はどんなもので、どのように作られて、その後どう変わってきたかというのは、委員会ごとの記録とか、こういった意見でこのようになっておりますというのは、まとめていただいていますよね。当然、ここで話された意見は、また統合されて次につなげていくことになると思いますので、だから、それは並行ではない。けれども、内容の読み方に関して交わされた議論はちゃんと残していただくということは大事だと思います。

委員： 例えば市民にお金をかけて冊子を配るのであったら、こういった基本条例も大事だと思いますが、市民の人が見て、次私参加したい、こんな事やっていたのだ、参加してみたいという、市民って絵とかぱっと見たものしか見ない。そんな強調とかそこまでしっかり見ようという人ばかりではないと思うのです。一番重要なのは、こんな事を京丹後市はやっているのだなど、こういった話でこんな事が始まったのだ、では今度私も行ってみたい、そんなアピールになるような冊子にもしないと、ただありますので皆様見てくださいというのは意味がないと思うので、やっぱりそこはこの冊子が来たときにも胸がときめくみたいな、そんな冊子にしてもらいたいなど。そんな思いのこもった、分かりやすい、そこに参加するなら、そこでもいちいち説明しなくてもわかるような、そんな感じを私だったら求めるなと思います。

アドバイザー： 今のところは条例本体の解説もどちらかと言うと条文をどう読むのかという解説になってしまって、これを本当に市民の皆様に使ってもらおう、この条例に基づいて、市民の皆様がこんな事が出来ますよ、こんな場面でこのように使えますよと、使い方のマニュアルになっていないので、そんなところをこれから工夫していく必要があるかもしれません。おっしゃるとおりだと思います。

会長： ちゃんと使い方マニュアルも出ていますよね。書いてあるだけじゃなくて、実は、169に細分化されて、更に1個ごとにこういうふうになったら具体的に使えるよというのがあるのですが、そこまで見に行かないとちゃんと現場に下りてこない。これは本当に大きな課題宿題かもしれませんが、この精神に基づけばそこまでいきたいです。そうした意見も出たということが大事だと思います。



そろそろですかね。その他ここもう少し言っておきたかったとか言い残したことがあるとか、何かございませんか。それでしたら、予定した時間になりましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局： ありがとうございます。それでは次回の委員会の日程について、事務局からご説明をさせていただきます。

事務局： (次回日程説明)

以上をもちまして、本日のまちづくり委員会を終了したいと思います。閉会にあたり、川戸職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職務代理： 皆様、大変お疲れさまでした。色々と忌憚のない意見をいただきまして、それをこれからまとめていくということで、先ほど事務局からもありましたとおり、私たちの声も挙げられてきますので、またそれもしっかり読んでいただきまして、次の委員会の臨んでいきたいと思います。まちづくりというのは、色んな方の思いがありますので、やっぱりしっかりとこういった場所で意見を出して行って、市民にどう伝えていくかというところが課題だと思いますので、そういったところも含めていただきまして、これからも進めていただければと思います。限られた時間の中で、次回が最終ということなので、しっかりと読んでいただくということも必要だと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局： ありがとうございます。皆様、大変お疲れ様でした。どうぞお気を付けてお帰りください。